様式第3号（第7条関係）

（表）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  | 産山村環境美化条例第13条第2項による証明書  職名  氏名  年　　月　　日発行  産山村長　　　　　　印 | | |
| センチメートル | |
|  | | |
|  |  |
|  | |  | 9.7センチメートル |  |
|  |  |

13.8

（裏）

13.8

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  | この証明書を携帯する者は、産山村環境美化条例により、勧告、命令、質問又は立入調査をする職権を行うもので、その関係条文は次のとおりである。  産山村環境美化条例抜粋  第9条　村長は、事業者が第6条第2項の規定に違反しているときは、その者に対し、期限を定めて回収容器を設置し、適正に維持管理するよう勧告することができる。  2　村長は、前項の規定により勧告を受けた者が、その勧告に従わないときは、期限を定めてその勧告に従うべきことを命ずることができる。  3　村長は、前項の規定により勧告に従うべきことを命じようとするときは、あらかじめ、当該者について、聴聞を行わなけれ | | |
| センチメートル | |
| ばならない。ただし、当該者が正当な理由なく聴聞に応じないときは、この限りでない。  第13条　村長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員をして空き缶等のごみが散乱している土地又は建物並びに回収容器の設置及びその維持管理状況を調査させることができる。  2　前項の規定により立入調査をする職員は、規定で定める身分証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。  3　第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のため認められたものと解釈してはならない。 | | |
|  |  |
|  | |  | 9.7センチメートル |  |
|  |  |

13.8